

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年
号外 (七五)
十二月十九日
(金曜日)

目 次

教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正……………

○教育委員会規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十六号
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正す

る規則

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十一年大分県

教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表の三の項の原因の欄のイ中「現住居」の下に「又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居」を加え、「復旧作業」を「復旧作業等」に改め、同欄中口をハとし、イの次に次のように加える。

口 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時の任用職員の管理に関する規則の一部改正）
第三条 大分県教育委員会の任命に係る臨時の任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第一の五の項」を「別表第一の六の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第一の七の項及び十三の項から十五の項まで」を「別表第一の八の項及び十四の項から十六の項まで」に改める。

令和七年十二月十九日

大分県報号外（教育委規則）

第十条の二の五第三項中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第一条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「別表第二の七の項、十三の項及び十四の項」を「別表第二の八の項、十四の項及び十五の項」に改める。

別表第二中十五の項を十六の項とし、三の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれからの本部の設置が見込まれるものに限る。）により会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間

別表第一中十六の項を十七の項とし、四の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次のように加える。

四 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

イ 臨時の任用職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの中の本部の設置が見込まれるものに限る。）により臨時の任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 臨時の任用職員及び当該臨時の任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時の任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（以下「施行規則」という。）第十条の二の五第三項の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

2 第一条の規定（施行規則第十条の二の五第三項の改正規定を除く。）による改正後の施行規則の規定、第二条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の規定及び第三条の規定による改正後の大分県教育委員会の任命に係る臨時の任用職員の管理に関する規則の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。